

（制動装置）

第62条 昭和35年3月31日以前に製作された一般原動機付自転車（付随車を除く。）については、保安基準第61条の規定並びに細目告示第242条、第258条及び第274条の規定にかかわらず、次の基準に適合する制動装置を備えていればよい。

- 一 制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。
- 二 制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その一般原動機付自転車の最高速度に応じ、次の表に掲げる制動能力を有すること。

種 別	最高速度 (キロメートル毎時)	制動初速度 (キロメートル毎時)	停止距離 (メートル)
第一種一般原 動機付自転車	25以上	25	10以下
	15以上25未満	15	5以下
	15未満	その最高速度	5以下
第二種原動機 付自転車	35以上	35	14以下
	25以上35未満	25	10以下
	15以上25未満	15	5以下
	15未満	その最高速度	5以下

- 2 付随車及びこれを牽引^{けん}する前項の一般原動機付自転車については、保安基準第61条の規定並びに細目告示第242条、第258条及び第274条の規定にかかわらず、付随車とこれを牽引^{けん}する一般原動機付自転車とを連結した状態において前項第2号の基準に適合する制動装置を備えていればよい。
- 3 付随車を牽引^{けん}する第1項の一般原動機付自転車の制動装置のみで同項第2号の基準に適合する場合には、保安基準第61条の規定並びに細目告示第242条、第258条及び第274条の規定にかかわらず、付随車の制動装置を省略することができる。
- 4 平成11年6月30日以前に製作された一般原動機付自転車（第1項の一般原動機付自転車及び平成9年10月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車並びに付随車を除く。）については、保安基準第61条の規定並びに細目告示第242条、第258条及び第274条の規定にかかわらず、次の基準に適合する制動装置を備えていればよい。
 - 一 制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。
 - 二 制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その一般原動機付自転車の最高速度に応じ、次の表に掲げる制動能力を有すること。

種 別	最高速度 (キロメートル毎時)	制動初速度 (キロメートル毎時)	停止距離 (メートル)
第一種一般原	20以上	20	5以下

動機付自転車	20未満	その最高速度	5以下
第二種原動機	35以上	35	14以下
付自転車	20以上35未満	20	5以下
	20未満	その最高速度	5以下

- 5 付随車及びこれを牽引^{けん}する前項の一般原動機付自転車については、保安基準第61条の規定並びに細目告示第242条、第258条及び第274条の規定にかかわらず、付随車とこれを牽引^{けん}する一般原動機付自転車とを連結した状態において前項第2号の基準に適合する制動装置を備えていれればよい。
- 6 付随車を牽引^{けん}する第4項の一般原動機付自転車の制動装置のみで同項第2号の基準に適合する場合には、保安基準第61条の規定並びに細目告示第242条、第258条及び第274条の規定にかかわらず、付随車の制動装置を省略することができる。
- 7 平成21年6月17日以前に製作された一般原動機付自転車（付随車を除く。以下この項において同じ。）、同月18日から平成23年6月17日までに製作された一般原動機付自転車（平成21年6月18日以降に型式の認定を受けた一般原動機付自転車を除く。）及び平成21年6月18日から平成23年6月17日までに製作された一般原動機付自転車であって平成21年6月18日以降に型式の認定を受けた一般原動機付自転車（平成19年6月28日以前に型式の認定を受けた一般原動機付自転車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一であるものに限る。）には、細目告示第242条第2項及び第3項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成19年国土交通省告示第854号）による改正前の細目告示別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えていれればよいものとする。
 - 一 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。
 - イ ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル（配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。）であって、ドラッグ・リンク、推進軸・排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの
 - ロ ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの又は他の部分との接触により液漏れや空気漏れが生じるおそれがあるもの
 - ハ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルの連結部に緩みがあるもの
 - ニ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取り付けられているもの
 - ホ ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすきまがないもの
 - ヘ ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの

- ト ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの
- チ イからトに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられていないもの
- 二 主制動装置（走行中の一般原動機付自転車の制動に常用する制動装置をいう。以下同じ。）は、二輪を有する一般原動機付自転車にあつては2個の操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動し、その他の一般原動機付自転車にあつては後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車軸と結合される構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。
- 三 主制動装置の制動液は、配管を腐食し、原動機等の熱の影響を受けることによって気泡を生ずる等により当該主制動装置の機能を損なわないものであること。
- 四 液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できる次に掲げるいずれかの構造を有するものであること。
 - イ 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの
 - ロ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの
 - ハ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの
 - ニ イからハに掲げるもののほか、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるもの
- 8 平成21年6月17日以前に製作された一般原動機付自転車（付随車を除く。以下この項において同じ。）、同月18日から平成23年6月17日までに製作された一般原動機付自転車（平成21年6月18日以降に型式の認定を受けた一般原動機付自転車を除く。）及び平成21年6月18日から平成23年6月17日までに製作された一般原動機付自転車であつて平成21年6月18日以降に型式の認定を受けた一般原動機付自転車（平成19年6月28日以前に型式の認定を受けた一般原動機付自転車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一であるものに限る。）には、細目告示第258条第2項及び第3項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成19年国土交通省告示第854号）による改正前の細目告示別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えていればよいものとする。
 - 一 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。
 - イ ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル（配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施し

である場合の保護部材は除く。)であって、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの

ロ ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの

ハ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの

ニ ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品（パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。）を使用しているもの

ホ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの

ヘ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取り付けられているもの

ト ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすきまがないもの

チ ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの

リ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの

ヌ イからリに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられていないもの

二 主制動装置は、二輪を有する一般原動機付自転車にあつては2個の操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動し、その他の一般原動機付自転車にあつては後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車軸と結合される構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。

三 主制動装置の制動液は、配管を腐食し、原動機等の熱の影響を受けることによって気泡を生ずる等により当該主制動装置の機能を損なわないものであること。

四 液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できる次に掲げるいずれかの構造を有するものであること。

イ 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの

ロ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの

ハ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの

ニ イからハに掲げるもののほか、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるもの

9 平成21年6月17日以前に製作された一般原動機付自転車(次項の一般原動機付自転車及び付随車を除く。以下この項において同じ。)、同月18日から平成23年6月17日までに製作された一般原動機付自転車(平成21年6月18日以降に型式の認定を受けた一般原動機付自転車を除く。)及び平成21年6月18日から平成23年6月17日までに製作された一般原動機付

自転車であつて平成21年6月18日以降に型式の認定を受けた一般原動機付自転車（平成19年6月28日以前に型式の認定を受けた一般原動機付自転車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一であるものに限る。）には、細目告示第274条第2項の規定にかかわらず、次の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えていれればよいものとする。

一 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。

イ ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル（配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。）であつて、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの

ロ ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの

ハ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの

ニ ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品（パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。）を使用しているもの

ホ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの

ヘ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取り付けられているもの

ト ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすきまがないもの

チ ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの

リ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの

ヌ イからリに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられていないもの

二 制動装置は、かじ取り性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、次に掲げるものでないこと。

イ ブレーキの片ざき等による横すべりをおこすもの

ロ 前車輪が後車輪より先にロックしてかじがきかなくなるもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、かじ取り性能を損なうもの

三 主制動装置は、二輪を有する一般原動機付自転車にあつては2個の操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動し、その他の一般原動機付自転車にあつては後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車軸と結合される構造は、「車輪を制動する」と

されるものとする。

四 主制動装置は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。

五 主制動装置の制動液は、配管を腐食し、原動機等の熱の影響を受けることによって気泡を生ずる等により当該主制動装置の機能を損なわないものであること。

六 液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できる次に掲げるいずれかの構造を有するものであること。

イ 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの

ロ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの

ハ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの

ニ イからハに掲げるもののほか、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるもの

七 主制動装置は、雨水の付着等により、その制動効果に著しい支障を生じないものであること。

八 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止できる装置を備えた自動車にあっては、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

九 主制動装置を除く制動装置を備える一般原動機付自転車にあっては、当該制動装置（主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、乾燥した50分の9こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあっては500ニュートン以下、手動式のものにあっては400ニュートン以下とし、当該装置を作動させた一般原動機付自転車を停止状態に保持した後において、なお、液圧、空気圧又は電気的作用を利用している制動装置は、この基準に適合しないものとする。

十 主制動装置は、乾燥した平たんな舗装路面で、イ及びロの計算式に適合する制動能力を有すること。この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあっては350ニュートン以下、手動式のものにあっては200ニュートン以下とする。

$$\text{イ } S_1 \leq 0.1V_1 + \alpha V_1^2$$

この場合において、原動機と走行装置の接続は断つこととし、

S_1 は、停止距離（単位メートル）

V_1 は、制動初速度（その一般原動機付自転車の最高速度の90パーセントの速度とする。ただし、最高速度の90パーセントの速度が60キロメートル毎時を超える一般原動機付自転車にあっては、60とする。）（単位キロメートル毎時）

α は、次の表の左欄に掲げる一般原動機付自転車の種別に応じ、同表の中欄に掲げる制動装置の作動状態において、同表の右欄に掲げる値とする。

一般原動機付自転車の種別	制動装置の作動状態	α
1個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を作動させることができない一般原動機付自転車	前輪の制動装置のみを作動させる場合	0.0087
	後輪の制動装置のみを作動させる場合	0.0133
1個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を作動させることができる一般原動機付自転車	主たる操作装置により前輪及び後輪の制動装置を作動させる場合	0.0076
	主たる操作装置以外の操作装置により前輪のみ、後輪のみ又は前輪及び後輪の制動装置を作動させる場合	0.0154

ロ $S_2 \leq 0.1V_2 + 0.0067V_2^2$

この場合において、

S_2 は、停止距離（単位メートル）

V_2 は、制動初速度（その一般原動機付自転車の最高速度の80パーセントの速度とする。ただし、最高速度の80パーセントの速度が160キロメートル毎時を超える一般原動機付自転車にあつては、160とする。）（単位キロメートル毎時）

- 10 平成21年6月17日以前に製作された最高速度50キロメートル毎時以下の第一種一般原動機付自転車（付随車を除く。以下この項において同じ。）、同月18日から平成23年6月17日までに製作された最高速度50キロメートル毎時以下の第一種一般原動機付自転車（平成21年6月18日以降に型式の認定を受けた一般原動機付自転車を除く。）及び平成21年6月18日から平成23年6月17日までに製作された50キロメートル毎時以下の第一種一般原動機付自転車であつて平成21年6月18日以降に型式の認定を受けた一般原動機付自転車（平成19年6月28日以前に型式の認定を受けた一般原動機付自転車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一であるものに限る。）には、細目告示第274条第3項の規定にかかわらず、次の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えていればよいものとする。
- 一 制動装置は、前項第1号から第3号、第5号から第7号及び第9号から第10号までの基準に適合すること。

- 二 主制動装置は、乾燥した平たんな舗装路面で、次の計算式による制動能力を有すること。この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあつては350ニュートン以下、手動式のものにあつては200ニュートン以下とする。

$S \leq 0.1V + \alpha V^2$

この場合において、原動機と走行装置の接続は断つこととし、

S は、停止距離（単位メートル）

Vは、制動初速度（その一般原動機付自転車の最高速度の90パーセントの速度とする。ただし、その一般原動機付自転車の最高速度の90パーセントの速度が40キロメートル毎時を超える場合にあっては、40とする。）（単位キロメートル毎時）

α は、次の表の左欄に掲げる一般原動機付自転車の種別に応じ、同表の中欄に掲げる制動装置の作動状態において、同表の右欄に掲げる値とする。

一般原動機付自転車の種別	制動装置の作動状態	α
1個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を作動させることができない一般原動機付自転車	前輪の制動装置のみを作動させる場合	0.0111
	後輪の制動装置のみを作動させる場合	0.0143
1個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を作動させることができる一般原動機付自転車	主たる操作装置により前輪及び後輪の制動装置を作動させる場合	0.0087
	主たる操作装置以外の操作装置により前輪のみ、後輪のみ又は前輪及び後輪の制動装置を作動させる場合	0.0154

11 令和3年9月30日以前に製作された一般原動機付自転車（平成30年10月1日以降に型式の認定を受けた一般原動機付自転車を除く。）については、細目告示第242条第2項及び第258条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第42号）による改正前の細目告示第242条第2項及び第258条第2項の規定に適合するものであればよい。

12 次の各号に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第242条第2項及び第258条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成29年国土交通省告示第88号）による改正前の細目告示第242条第2項及び第258条第2項の規定に適合するものであればよい。

一 平成29年2月8日以前に製作された一般原動機付自転車

二 平成29年2月9日から平成33年9月30日までに製作された一般原動機付自転車であつて、次に掲げるもの

イ 平成29年2月8日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車

ロ 平成29年2月9日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について新たに認定を受けた一般原動機付自転車であつて、同月8日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と制動装置に係る性能が同一であるもの

13 令和3年9月30日以前に製作された一般原動機付自転車（平成30年10月1日以降に型式の

認定を受けた一般原動機付自転車を除く。)については、細目告示第242条第2項及び第258条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成29年国土交通省告示第640号）による改正前の細目告示第242条第2項及び第258条第2項の規定に適合するものであればよい。

- 14 次に掲げる一般原動機付自転車（最高速度50キロメートル毎時以下の第一種一般原動機付自転車を除く。以下この項において同じ。）については、細目告示第242条第2項及び第258条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1577号）による改正前の細目告示第242条第2項及び第258条第2項の規定に適合するものであればよい。

- 一 令和5年8月31日以前に製作された一般原動機付自転車
- 二 令和5年9月1日から令和8年8月31日までに製作された一般原動機付自転車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和5年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車
 - ロ 令和5年9月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について新たに認定を受けた一般原動機付自転車であって、同年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と制動装置に係る性能が同一であるもの

- 15 次に掲げる一般原動機付自転車（最高速度50キロメートル毎時以下の第一種一般原動機付自転車を除き、協定規則第78号の規則5. 1. 19. の適用を受ける二輪の原動機付自転車に限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第242条第2項及び第258条第2項中「協定規則第78号」とあるのは、「協定規則第78号第5改訂版補足第2改訂版」と読み替えることができる。

- 一 令和6年8月31日以前に製作された一般原動機付自転車
- 二 令和6年9月1日から令和8年8月31日までに製作された一般原動機付自転車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和6年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車
 - ロ 令和6年9月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について新たに認定を受けた一般原動機付自転車であって、同年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と制動装置に係る性能が同一であるもの